

一般社団法人静岡県建設業協会 定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人静岡県建設業協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、建設業の社会的使命と技術の改善向上に関する調査研究等を行うとともに、建設業の健全な発展を図ることにより、国土の整備保全と社会の持続的な発展に貢献し、併せて県民生活の向上と安全・安心を確保することをもって、公益の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設業に関する法制及び施策の調査研究
- (2) 建設業の技術の改善向上に関する調査研究
- (3) 建設業に従事する者の雇用、福祉、人材育成及び労働災害に関する調査研究
- (4) 建設業に関し、行政機関の施策等に対する協力、要望及び意見具申
- (5) 建設業に関する講習会、研修会及び見学会の実施
- (6) 機関誌の発行及び建設業の発展に資する図書の刊行
- (7) 情報の収集及び提供並びに相談及び助言
- (8) 建設業の社会的使命に関する各種支援
- (9) 建設業の推進に功績のある者の顕彰
- (10) 第1号から第3号までにに関する行政機関等からの受託事業の実施
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、静岡県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した静岡県内で主として土木又は建築を営む事業者が組織する法人格を有する団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会を希望した法人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 当該会員が解散したとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 既納の会費、その他の拠出金品は、会員が資格を喪失した場合でも、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序により副会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1団体につき1個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び理事のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上15名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 前項の会長及び副会長のうち1名をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のうちいずれか1名及びその親族その他特殊

の関係がある者の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び代表理事である副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、代表理事である副会長以外の副会長は、会長を補佐し、専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を分担執行し、常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐する。
- 3 会長、代表理事である副会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（役員の報酬等）

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定めた順序により副会長がこれに当たる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、代表理事である副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問等

(顧問)

第33条 この法人に、1名以上3名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 総会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、総会において決議する。
- 4 顧問の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 5 顧問は、無報酬とする。

(相談役)

第34条 この法人に、1名以上3名以内の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること。
 - (2) 総会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 相談役は、会議に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 相談役の選任及び解任は、総会において決議する。
- 5 相談役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 6 相談役は、無報酬とする。

第8章 協議員会、委員会等

(協議員会)

第35条 この法人に、協議員会を置くことができる。

- 2 協議員は、理事会において別に定める協議員会規程に基づき、総会の決議によって選任する。
- 3 協議員会は、すべての協議員をもって構成する。
- 4 協議員会は、理事会から諮問された事項について意見を述べることを職務とする。

(委員会)

第36条 第4条に掲げる事業を推進するため、この法人に委員会を置くことができる。

- 2 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

(特別委員会)

第37条 建設業に関する各種の事項を調査研究し、又は審議するため、この法人に特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の管理)

第38条 資産は、会長が管理し、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第13章 細則

(細 則)

第48条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 この法人の最初の会長は伊藤孝、代表理事である副会長は木内藤男とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。